

12/2 (月) ~1/17 (金) の募集



北海道白老町に2020 OPEN!

報道発表資料の配付日時 12月 2日 (月) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和元年度「北海道ゼロ・エミ大賞」を募集します！		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>廃棄物等の発生・排出抑制に関する優良な取組を行っている事業者を表彰する「北海道ゼロ・エミ大賞」の応募案件を募集中です。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 表彰対象 廃棄物等の発生・排出抑制に関する取組を行う道内に所在する事業所のうち、その取組が優良であると認められるもの</p> <p>2 募集期間 令和元年(2019年)12月2日(月)～令和2(2020年)年1月17日(金)</p> <p>3 表彰区分・表彰数 大賞：1件、優秀賞：3件程度</p> <p>4 応募方法 応募用紙等の必要書類を以下連絡先まで郵送又は持参</p> <p>5 選考方法 有識者などで構成する「北海道ゼロ・エミ大賞選考懇談会」の意見を聴いた上で道が決定します</p> <p>6 受賞後の取扱い ・①表彰式の実施、②道webページでの公表、③普及啓発冊子「3Rハンドブック」での紹介、④国の表彰への推薦などにより積極的にPRします ・「北海道グリーン・ビズ認定制度」の「創意あふれる取組部門」に認定され、金融機関での優遇融資などのメリットを受けられます</p>		
参考	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度北海道ゼロ・エミ大賞募集チラシ (別紙1のとおり) 令和元年度北海道ゼロ・エミ大賞応募要領 (別紙2のとおり) 北海道ゼロ・エミ大賞のwebページ (北海道環境生活部環境局気候変動対策課) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/re/zeroemi/index.htm 		

報道(取材)に当たってのお願い	優良な取組を表彰し、その取組を広く周知することで、道内事業所における廃棄物等の発生・排出抑制に関する意識の醸成や環境経営の普及につながるため、積極的に報道いただきますようお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	

担当 (連絡先)	環境生活部環境局気候変動対策課民間連携G (主幹 岡田 朋子) TEL: 011-204-5197 (ダイヤルイン) 内線 24-305		
-------------	---	--	--

令和元年度 北海道ゼロ・エミ大賞

道内事業所における
廃棄物等の発生・排出抑制の
取組を表彰します！

【取組例】

- ★ 1/2ルール適用で食品ロス削減！
 - ★ 工事現場の廃棄物を大幅削減！
 - ★ 地域のバイオマスを連携して活用！
- 中小企業の取り組みも大歓迎！！

応募期限 2020年1月17日(金)

制度概要

北海道ゼロ・エミ大賞は、廃棄物等の発生・排出抑制に関する意識の醸成や環境経営の普及を促し、循環型社会の形成を促進するため、道内で模範的な取組を行っている事業所を表彰する制度です。

表彰対象

次の取組を行い、優良であると認められる道内の事業所（本社所在地が道外であっても可）

- 一事業所による廃棄物等の発生・排出抑制に関する取組
- 排出事業者等と連携した地域の廃棄物等の削減や廃棄物等を原料とした再資源化の取組


表彰（大賞1件、優秀賞3件程度）

受賞企業については、表彰式にて賞状と副賞を贈呈するほか、道のwebページや普及啓発冊子「3Rハンドブック」への掲載などにより、積極的なPRをいたします。

平成30年度受賞企業

- 大賞：金滴酒造株式会社（新十津川町）

詳しくはwebサイトをご覧ください！

北海道ゼロ・エミ大賞 

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/re/zeroemi/>

【応募先・問い合わせ】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境局 気候変動対策課 民間連携グループ
TEL：011-204-5197（ダイヤルイン）
（月曜日から金曜日までの平日8:45～17:30）



令和元年度 北海道ゼロ・エミ大賞応募要領

1 制度概要

「北海道ゼロ・エミ大賞」は、廃棄物等*の発生・排出抑制に関する意識の醸成や環境経営の普及を促し、循環型社会の形成を促進するため、その発生・排出抑制に関する取組が道内の他の事業所の模範となるものについて表彰する制度です。

* 廃棄物等：循環型社会形成推進基本法第2条第2項で定義される廃棄物等

2 表彰対象

次の取組を行い、優良であると認められる道内の事業所（本社所在地が道外であっても可）を表彰の対象とします。

- 一事業所の取組
 - ・一事業所において、自ら行う廃棄物等の発生・排出抑制に関する取組
 - 例) 工場において、生産工程で生じる副産物を徹底的に再資源化
 - 例) 農場において、家畜ふん尿のメタン発酵により生じる消化液を活用
 - 例) 建設工事において、廃棄物の発生量を最小化する手法を導入
- 地域連携の取組（別紙「地域連携の取組例」を参照）
 - ・排出事業者と廃棄物等の利活用による減量化を図る事業者等との連携による取組（地域の廃棄物等を削減するとともに、当該廃棄物等を原料とした製品・成果の全部又は一部を地域に還元する取組に限る）
 - 例) 農場において、地域の生ごみを家畜飼料として活用
 - 例) 建設業者において、地域の建設副産物を土木資材に再資源化して活用
 - 例) 自治体において、地域の生ごみ等の堆肥化を行いその堆肥を有効利用

<表彰対象外>

次のいずれかに該当するものは、表彰の対象としません。

- ① 応募事業者（本人又は法人の登記上の役員）が、次のいずれかに該当するもの
 - ・破産者で復権を得ないもの
 - ・刑事事件に関して、現に起訴されているもの
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しないもの
 - ・罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しないもの
 - ・執行猶予付きの刑において、当該執行猶予期間を経過しないもの
- ② 応募事業所に係る環境関係法令に基づく許可、届出、協議等が適正に行われていないもの
- ③ 応募事業者が、過去に環境関係法令の違反を事由として行政処分を受け、その処分の執行を終わった日から5年を経過しないもの
- ④ 応募事業者が、道内において事業活動を開始してから1年を経過しないもの
- ⑤ 過去に北海道ゼロ・エミ大賞の表彰を受けたもの

3 応募方法

(1) 書類の提出

次の応募用紙等を郵送又は持参により提出してください。

※ 様式、記載例については、道のwebページからダウンロードできます（下記6参照）。

提出書類	提出部数等
応募用紙	各7部（正本1部、副本6部） ※ 電子データがあるものは、書類と併せて電子データも提出してください（CD-R、メール添付等による）
取組内容説明書	
事業内容等を紹介したパンフレット	
【地域連携の取組の場合】 事業者間の連携関係を示す書類（契約書等）	

※ 自薦・他薦は問いません。他薦の場合は、上記書類に加え推薦書も提出願います。

(2) 応募締切

令和2年(2020年)1月17日(金)【必着】

※ 持参の場合の受付時間は平日8時45分から17時30分まで

4 選考

受賞者については、有識者などで構成する「北海道ゼロ・エミ大賞選考懇談会」の意見を聴き、他の事業所への普及可能性、直接的な効果（廃棄物等の発生・排出抑制量）、工夫の程度・継続性などについて評価した上で、道が決定します。

5 表彰

(1) 表彰区分・表彰数

大賞：1件、優秀賞：3件程度

※ 選考の結果により、表彰しない場合や表彰数が少ない場合があります。

(2) 表彰の方法

賞状と副賞を贈呈します。

(3) その他

- ・受賞した取組については、①表彰式の実施、②道webページでの公表、③普及啓発冊子「3Rハンドブック」での紹介、④国の表彰への推薦、などによりPRします。
- ・また、受賞した取組は「北海道グリーン・Biz認定制度」の「創意あふれる取組部門」に認定され、金融機関での優遇融資などのメリットを受けられます。

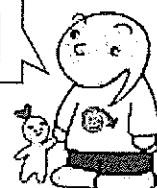
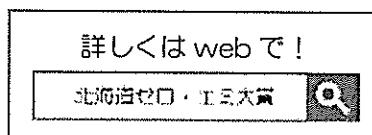
6 応募用紙等の提出先・問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境局気候変動対策課

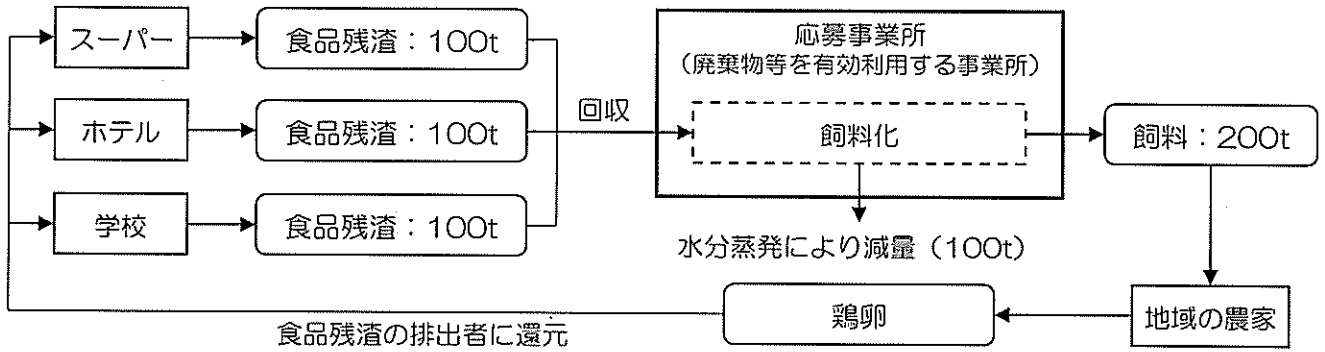
民間連携グループ 担当：吉澤

TEL：011-204-5197（ダイヤルイン）

Web：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/re/zeroemi/index.htm>

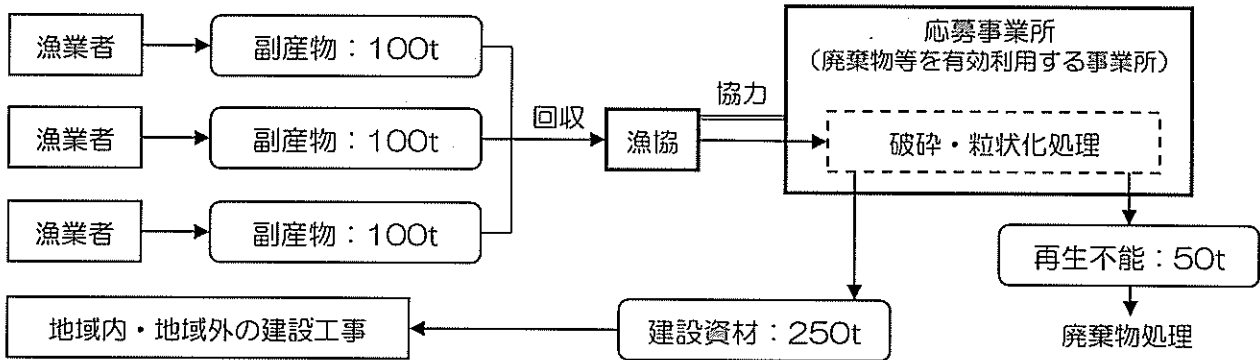


● 地域連携の取組例 1（複数の排出事業者等との連携）



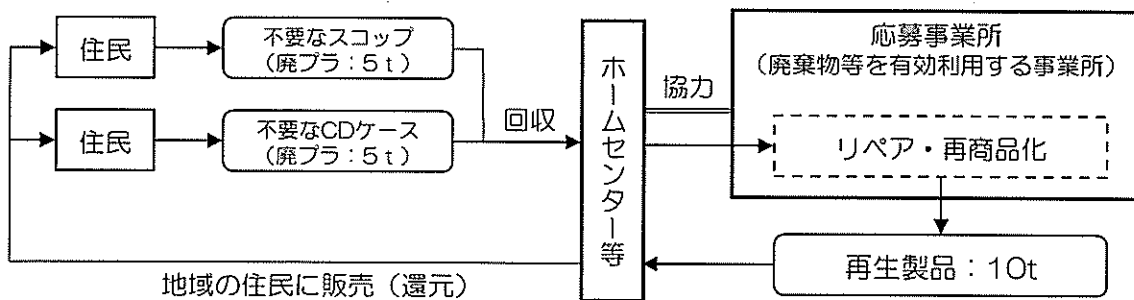
★ 排出者との協力で食品残渣を無償回収して飼料を製造し、その飼料を用いて作られた鶏卵を排出者に還元（廃棄物等の削減量は300 t）

● 地域連携の取組例 2（一次産業との連携）



★ 地域の漁協と協力して漁業副産物を回収し、建設資材を製造して地域内や地域外で活用（廃棄物等の削減量は250 t）

● 地域連携の取組例 3（住民参加による連携の例）



★ 地域住民の協力を得て不要な廃プラを回収し、販売店と有効利用する事業所の協力の下でこれを再商品化して、地域住民に販売。（廃棄物等の削減量は10 t）